

林 邦 夫 (1989年10月16日 受理)

The Case of *El Santo Niño de La Guardia*: Did it really exist? (2)

Kunio Hayashi

はじめに

我々は前稿 1)において《ラ・グアルディアの聖なる子》事件(以下、〈事件〉と略記)の実在性に関する諸説を虚構説・実在説に分け、夫々に批判的検討を加えて現在のところでは虚構説が妥当であろうと結論づけた 2)。しかし従来の虚構説には、第 1 に Benito は何故ホスチアをもっていたのか、第 2 に被告らが何故無実の罪を自供したのか、という二つの問題に全く或いは充分に答えていないという問題点のあることを指摘しておいた。本稿はこの点についての我々の考えを明らかにすることを目的としている 3 。

Ⅰ ホスチアの問題

Benito がアストルガで逮捕されたときに、ホスチアを背嚢の中にもっていたことは1491年8月1日付の Yucé の供述⁴⁾ から知られる。これによると、Yucé と Benito は、アビラの異端審問所の牢獄の中で、前者は上階、後者は下階にいて互いに言葉を交わせる状態にあった。このとき Benito は逮捕のときの様子を次のように語った。

Benito がアストルガ近傍の村(lugar)の旅籠に滞在していたとき、そこに酔客がいて Benito の背嚢をを取上げて中を調べ、ホスチアを見つけてそれを取出し、「こいつは異端だ(Éste, hereje es)」と叫んだ。このため Benito は逮捕され、拷問にかけられ、200回以上の鞭打ちを加えられた⁵⁾。ここからホスチア所持が逮捕の直接原因であったと Benito が告白していることが判るが、それでは Benito は本当にホスチアを所持していたのであろうか。この点について主な虚構論者はどう

考えているだろうか。

まず逸早く今日までで最も詳細な虚構説を展開した Loeb は、サモーラ在住のラビ Abenamias に 妖術を施して貰うためにサモーラに赴こうとしたとされる Benito の行程の不自然さを指摘してい る箇所で次のように述べている。

「彼〔Benito〕が,アストルガにいたのは確かである。何故なら彼はそこで逮捕されたのであるから。我々は彼が実際,そのときに一つのホスチアを所持していたことを信ずるのに同意しさえしよう(それは恐らくこの事件すべての中で唯一の史実と言える点である)。しかし我々は彼がサモーラに赴くために,ラ・グアルディアからサンティヤーゴに行ったということを信ずることは,断固として拒否する $_{1}^{6}$ 。

その少し前の箇所で Loeb は Benito の逮捕時の所持品の問題を直接取上げ、ホスチアは確かにあったと史料では断言されているが、ラビに届ける筈の〈子供〉の心臓と書状については全く触れられていないことを指摘している⁷⁾。

以上の2箇所からみて、Loeb が Benito のホスチア所持を事実であると考えていた、として間違いなかろう。彼にとっては、行程の不自然さや心臓・書状の不所持を強調することが肝要であり、ホスチアの所持など左程大きな問題とは思われなかったようである。

次に Lea の見解を見てみよう。1889年の論文の有罪確定証拠(corpus delicti)に関する箇所で Lea は、「Benito García の背嚢の中で見つかったと言われるホスチア以外に、有罪確定証拠は全く ない」と述べている 80 。この部分だけからは、Lea がホスチア所持を事実と考えていたかどうかは 定かではない。ホスチアは確かに所持していたが、それだけでは有罪確定証拠が余りにも少なすぎ るという意味なのか、或いは「と言われる」という表現からすると、それについては判断を留保しているか、乃至は疑問を抱いているということなのか、何れとも取れるからである。この論文の後 に公刊された『スペイン異端審問史』では、「1490年 6 月、Benito García という名のコンベルソが コンポステーラ巡礼の帰路、アストルガで背嚢の中に聖別されたホスチアを所持していた廉で逮捕 された」 90 と記しているのみで立入った論述はなく、矢張、判然とした見解を呈示していない。

最後に Baer は、Benito 逮捕の理由がホスチア所持であったことについては全く解れておらず、それを用いて妖術がなされたとされるホスチアについて異端審問官が法廷で全く尋ねなかったことを指摘している¹⁰⁾。ここからは〈事件〉が全くの捏造であり、ホスチアなどは元々存在せず、異端審問官も当然それを承知しているから追求しなかったのだ、という含意があるように取れる。

以上の3人の虚構論者に対しては次のような批判を加えることが出来よう。まずホスチア所持を認めている Loeb は何故 Benito がホスチアを持ち歩いていたのか、を合理的に説明すべきである。ホスチアはキリストの体(肉)を象徴しており、ユダヤ人が教会からそれを盗み出し、それをナイフで刺し貫き、イエスの血を流し、イエスを似姿で苦しめるという〈ホスチア冒瀆〉は、所謂〈血の誹謗〉(blood libel)と並んで、中世においてユダヤ人に加えられた主要な非難の一つであったから¹¹⁾、その信仰が疑惑の目で見られていたコンベルソ(改宗ユダヤ人)の Benito のホスチア所持

は、それが事実とすれば看過出来ない問題であろう。また当時のカトリックの祭儀に昏い我々には 判りかねる所もあるが、ホスチアはミサ聖祭の聖体拝領の折に信徒に与えられ、その場で信徒の体 内に収められるべきものであるから、かかるものを持ち歩くなどということはあり得ないことと判 断される。従って、この点からも合理的な説明が求められる。

Lea は曖昧な表現をとっているが、もし事実と考えるなら Loeb への批判がそのまま適用出来るし、虚構と考えるのなら、何故 Benito が虚偽の告白をしたのか、またホスチア所持が逮捕の理由でないなら、他のどんな理由で Benito は逮捕されたのか、について説明があって然るべきである。

最後に Baer は、ホスチアの存在そのものを疑っているように取れるが、逮捕の理由に触れることを避けることによって、上記の Lea に対するような批判が生ずるのを防いでいるようにも推測されるが、触れていないからといって事実そのものはなくならないから、Lea への批判はそのまま Baer にも当て嵌まる。また後述のように異端審問官はホスチアについて Yucé に再三尋問しており、Baer の指摘は当たらない。

以上で従来の虚構論者のホスチア問題に関する議論が不充分であることが確認されたが、我々は Benito はホスチアを所持していた、と考える。Benito が逮捕されたのは明白な事実であり、逮捕 されるにはそれなりの理由があった筈である。Benito はその在住の地で逮捕されたのではなく、全くの異郷の地アストルガで、つまりその土地の人間が Benito なる人物について全く何も知らない土地で逮捕されたのであるから、一見して彼を異端と決めつけるに足る明白な理由があったと推 測するのが妥当であり、ホスチア所持はまさにそれに相応しい理由である。また Benito が Yucé に対して虚偽の逮捕理由を告げねばならぬ理由は考えられない。

さてそれでは更めて、何故 Benito はホスチアを所持していたのであろうか。以下では、これに関して我々なりの議論を展開するが、まず史料 $1\cdot 2$ から、〈事件〉の中でホスチアが如何なる役割を果たしたとされているのかを整理してみよう。以下の $(1)\sim(10)$ の内(9) は史料 2 、残りはすべて史料 1 の中の文書である。

- (1) 1491年4月9日付の Yucé 供述¹²⁾ 3年前にテムブレーケ在住のユダヤ人医師 Tazarte (故人) が Yucé に語ったところによると、Tazarte はラ・グアルディア在住の Benito に聖別されたホスチア (hostia consagrada) を手に入れるように頼み、Benito はラ・グアルディア教会の鍵を盗んでホスチアを持出し、Tazarte に与えた。Tazarte は、このホスチアは幾つかの結び目のある紐 (un cuerda con ciertos nudos) を作るためのものだと言い、トレード在住のラビ・医師の Peres の許に届けるようにと、この紐に書状を添えて Yucé に渡し、Yucé はそれを届けた。ホスチアがどうなったのかについては Tazarte が話さなかったので承知していない。
- (2) 1491年 4 月10日付の Yucé 供述¹³⁾——① 4 年程前に Mosé(故人, Yucé の兄)が語ったところではこの頃, Mosé は Tazarte, Alonso, Juan, García, Benito と聖別されたホスチアを入手することを合議した。Yucé はこの合議に参加するよう誘われたが, ムルシアに出かけることを理由に断わった。その後 Mosé は既にホスチアをもっており, Alonso が全員にそれを与え, そのホスチ

アは聖別されている, と Yucé に語った。② 2 年程前に Mosé が語ったところでは, Mosé と Tazarte は聖別されたホスチアを手に入れるために, Alonso, Juan, García, Benito と別な合議を行な うべく, ラ・グアルディアに赴いた。

- (3) 1491年 6 月 9 日付の Yucé 供述 $^{14)}$ 4 年程前,潟血に赴いた Tazarte の所で,彼が Mosé に次のように語るのを聞いた。Tazarte とフランコ兄弟(Alonso, Juan, García, Lope)は,キリスト 教徒の子供の心臓と聖別されたホスチアを用いて妖術を行なった。ホスチアの入手先を質された Yucé は,彼らがそれ以上話すのを聞いておらず,知らないと答えている。
- (4) 1491年7月19日付の Yucé 供述 $^{15)}$ —① 3年程前に洞窟内で〈子供〉の心臓と聖別されたホスチアを用いて Tazarte が、呪文を唱えた。ホスチアの入手先を問われ、Yucé は Alonso がホスチアを示したという以外、知らないと答えている。②すべての前出の者たちが、聖別されたホスチアを羊皮紙に包み、赤色か暗紫色の絹紐で縛ってサモーラのユダヤ人 Abenamias に届けることに同意し、書状とともにそれを Benito に託した。Yucé はこの第2のホスチアをどこで入手したのかと問われて、知らないが、ラ・グアルディアからもってきたと思うと述べ、またホスチアを Benito は届けたのかと問われ、知らないと答えている。
- (5) 1491年 8 月 1 日付の Yucé 供述——既述のように Benito がホスチアが原因で逮捕されたと きの様子を Yucé に語った内容。
- (6) 1491年10月11日付の Yucé 供述¹⁶⁾——①Yucé がムルシアに出かけようとしていたとき、Tazarte は、キリスト教徒(コンベルソ)とユダヤ人が聖別されたホスチアで行なおうとしている企てに加わるつもりはないか、と尋ねた。②かのキリスト教徒とユダヤ人が Benito を使って Abenamias にホスチアと書状を送ったのを見た。
- (7) 1491年11月2日付の Yucé 供述 $^{17)}$ ①フランコ兄弟は異端審問を恐れて最初にホスチアによる妖術を行なったが、トレードの異端審問所が Alonso を晒し者にするために捕えた。②このため〈子供〉の心臓とホスチアで Tazarte がより強力な妖術を行なった。③心臓とホスチアは、サモーラのユダヤ人 Abenamias に、もう一度それで妖術を行なって貰うために届けねばならなかった。④ Alonso が第2回の会合(心臓とホスチアによる妖術)のときに持って来たホスチアは、Romeral 教会のホスチア顕置台(custodia)から盗んだものであり、このホスチアが Benito に託されたものである。Benito に与えられた別のホスチアは Alonso がラ・グアルディア教会から取って来た。
- (8) 1491年11月16日付の Yucé に対する判決¹⁸⁾——①洞窟内でキリスト教徒の〈子供〉を磔殺し、その心臓を引抜き、それと聖別されたホスチアを用いて妖術を行なった。②心臓と別なホスチアをユダヤ人賢者に送り、妖術を行なうよう依頼することを決めた。
- (9) 1491年11月16日付の Benito に対する判決¹⁹⁾——①キリスト教徒の〈子供〉を磔殺し心臓を摘出し、その心臓と聖別されたホスチアを用いて妖術を実施した。②心臓と聖別されたホスチアをユダヤ人賢者の許に送り、妖術を行なって貰うことを合議した。

(10) 1491年11月18日付の Juan de Gómez(ラ・グアルディア教会香部屋係 sacristán)の証言 20 — 2年程前に Gómez の叔父にあたる Alonso が,聖別された二つのホスチアを与えるよう懇願したので,その懇願通りに,Benito に聖別されたホスチアを一つ冬に与えた。ホスチアはラ・グアルディアの Santa María 教会の内陣(sagrario)から取った。内陣の鍵が放置されており,それを使用した。また別の聖別されていないホスチアを別な折に与えた。Benito が教会の鍵をもっていってから1 ヶ月程してから聖別されたホスチアを与えた。これから5 ヶ月程してからフランコ兄弟が逮捕された。聖別されたホスチアは二つあったが一つだけ取り,その代わりに聖別されていないホスチアを置くことはしなかった。

以上、史料1・2におけるホスチアへの言及は多様で且つ矛盾するところもあり、〈事件〉の中でのホスチアの役割は容易には理解し難いが、同一の事柄を表わしていると見做し得る供述を纒めることによって整理を試みてみよう。この際、大きな障碍となるのは時の問題である。とくに時に言及していない供述はいつの出来事とも見做し得るが、同様な出来事が別な時を挙げて語られている場合(例えば(3)と(4)①)には、同じ事柄が別な時に2度行なわれたのか、或いは単なる記憶違いかを判断するのは、殆ど不可能である。従ってここでは時の問題は度外視して、内容の類似のみから括った。内容といっても部分的な違いがある場合(例えば(4)②と(6)②)には、これを別な出来事とするか、或いは単なる言落としとするかを判断することも極めて困難であり、ここでは部分的差違は捨象して一つに括ることにする。以下に並べた順序は、妖術のレベルが順次高められていった、という想定に基づいている。従ってホスチアのみよりもホスチアと心臓を用いた妖術の方が、また Tazarte の妖術よりもトレードやサモーラのラビ(Tazarte よりも技倆が優ると考えられる)の妖術の方がレベルが高いと考えている。

- [1] 聖別されたホスチアのみを用いた Tazarte による妖術の実施——(2)①・②, (6)①, (7)① ((6)①, (2)①には時の言及がないが, (7)①は (6)①の繰返しであり, (6)①には Yucé がムルシアに出かけるときの出来事とあり, これは (2)①と一致する)
- [2] 聖別されたホスチアを用いて作られた結び目のある紐を Yucé がトレードのラビ Peres に届ける——(1)
- [3] 磔殺したキリスト教徒の〈子供〉から摘出した心臓と聖別されたホスチアを用いた Tazarte による妖術の実施——(3), (4)①, (7)②, (8)①, (9)①
- [4] ホスチアと心臓をサモーラのラビ Abenamias に届けるため Benito に託し、Benito はサモーラへの途次、逮捕される——(4)②、(5)、(6)②、(7)④、(8)②、(9)②、

以上,年代的・内容的矛盾には敢えて目をつむり,史料1・2から〈事件〉におけるホスチアの役割を一応の整合性をもつように整理したみた。ところでここでは (1)~(10)の内容の真偽は全く考慮していない。しかし前稿で明らかにしたように我々は《ラ・グアルディアの聖なる子》は実在しなかったという立場に立っており、従って当然のことにここでいう心臓も実在しなかったと考え、心臓とホスチアを用いた妖術は実施されなかった、と推測する。しかし [1]~[4] の悉くすべ

てが虚構であったとは考えない。ホスチアのみによる妖術はなされたのではないか、というのが 我々の推測である。誰かに(1)~(10)には年代的・内容的矛盾が多いが、心臓の問題を全く削除 して考えればかかる矛盾もなしに、整合的に理解出来るように思われる。

即ち、4年前(1487年4月)に聖別されたホスチアを用いて被告たちのみで妖術を実施し〔(2) ①、(6)①、(7)①)、3年前(1488年4月)に別なホスチアを入手して Tazarte がそれを用いて結び目のある紐を作り、Yucé に託してトレードのラビ Peres に送り、妖術を施して貰い〔(1)〕、2年前(1489年4月)に再度、被告らのみでホスチアを用いた妖術を行ない〔(2)②〕、今度はサモーラのラビ Abenamias に書状を添えて Benito を使者としてホスチアを届けさせて妖術を施して貰おうとするが((6)②)、Benito はその途次、逮捕された〔(5)〕。

このように心臓の登場する供述をすべて削除し、残りの供述のみを用いると〈事件〉を矛盾なく 再構成出来るのである。これによると被告らは、ホスチアを用いて様々な折に、自分達で或いは他 人に依頼して、妖術を実施していたということになる。我々は Yucé の供述の中で最も早い時期に 属する (2) が、事の真相を率直に吐露しているのではないか、と推定する。この供述を得た異端 審問官は Yucé を厳しく責め立て、Yucé は竟にホスチアによる妖術という、事実の核の外側に、 〈子供〉の磔殺、心臓の摘出、心臓とホスチアによる妖術の実施という分厚い虚構の膜を被せるこ とを余儀なくされたのではなかろうか。ホスチアによる妖術という、今日的にいえば迷信犯の範疇 に入る、客観的に見れば他愛ない行為が、異端審問官の手によって、キリスト教徒の子供の殺害と いうおぞましい犯罪にまで誇大化されてしまったのである。

ところで、Loeb や Baer といったユダヤ人研究者は、ホスチアによる妖術の実施に疑問を抱いている。例えば前者は、ユダヤ人が単なるパンの固まりにすぎないと信じているホスチアが、〈事件〉で想定されているような魔力をもつと被告らが信じたとは考え難いとし²¹⁾、後者も、聖別されたホスチアで妖術を施すというホスチアに一定の霊力を認める考えはユダヤ教的一神論とは相容れない、と主張している²²⁾。被告の中にはユダヤ人のみでなくコンベルソもおり、形式的にはキリスト教徒でありながら、ユダヤ人とも交流し、実質的にはユダヤ教徒であるという被告らのような特異な位置にあったコンベルソの信仰が正統的なユダヤ教の教義と全く一致するものであったのか定かではないし、また極く一部のユダヤ人の中に正統的なユダヤ教の教義に悖る行為をするものがいたとしても不思議ではない。それはキリスト教徒の中に同様な者がいても不思議でないのと同断である。実は Baer も中世のユダヤ人やキリスト教徒の中に妖術を行なう者がいたことを認めている。しかし彼は〈事件〉のように、ユダヤ人がキリスト教の儀式の道具(ホスチア)をそのために用いたり、コンベルソを参加させたりすることは考えられない、と言うのである²³⁾。しかし後述のようなユダヤ人とコンベルソの宗教的共生関係からすれば、両者が共同で妖術を行なうことはあり得ることに思われるし、キリスト教徒側に打撃を与える目的であれば、その祭具を使うことも考えられないことではあるまい。

また両者はホスチアによる妖術から直ちにホスチアの霊力を利用した妖術という解釈を下してい

るが、実はホスチアを用いて具体的にどのような妖術を行なったのか、についての記述は史料には 始ど全くないのである。只一箇所、Yucé の供述の中に、Tazarte が仲間から離れてホスチアと心臓 の入った木の箱をもって洞窟の隅に行き、何か呪文を唱えたとあるだけなのである²⁴⁾。これだけで はホスチアの霊力を利用したと断定出来ないのではなかろうか。しかもこの場合はホスチアと心臓 を用いた妖術であり、心臓が実在しなかった以上、ここの記述に依拠するのは避けた方が良い。結局、ホスチアを用いて如何なる妖術を施したのかは、史料からは窺うことは出来ないのである。だ とすれば被告らが後述のようにホスチアに対して侮蔑的な態度をとっていたことを考えると、キリスト教徒がキリストの体の象徴と見做しているホスチアを傷め、それによって異端審問官の力を殺 ごうとしたと想像することも許されよう。ともかくも以上から、Loeb や Baer の議論が必ずしも 説得的でないことが明らかになったと思う。

さてそれでは被告らはホスチアをどのように入手したのであろうか。異端審問官も当然この問題に関心を示し、再三に亘ってYucé に尋問している。入手径路を具体的に示しているのは、(7) と(10) であり、(7) では Alonso が Romeral の教会やラ・グアルディアの教会から盗んできたことになっている。当時のこの地方の教会でホスチアが如何に保管されていたのか、教会の戸締まりがどうであったのか、などについて我々は全く不案内であり、ホスチア窃盗の可能性について判断出来かねるが、教会は信徒(コンベルソは形式的には信徒)が自由に出入りしても見咎められずに済む場所であろうから、かかる窃盗もあり得たであろう。それよりもむしろ(10)が有力な推察材料を提供して呉れている。これによれば Alonso の甥 Gómez がラ・グアルディア教会の香部屋係であり、彼が Alonso の依頼で、Benito にホスチアを手渡したというのである。Gómez が被告らと同罪なのか、或いは Alonso に言い含められてそれと知らずに手渡したのか、はともかくとして、教会内部に被告らの血族が入り込んでいる以上、彼らは殆ど自由にホスチアを入手出来たと考えて良かろう。

さて,次に被告らは何の目的でかかる妖術を実施したのであろうか。これは原史料に明確に記載 されているが、その内容を以下に示す。

- ①「裁判官や異端審問官が彼らに対して何事もせずに済むようにするため」(1491年 4 月10日付の Yucé 供述)²⁵⁾
- ②「異端審問官が上記のフランコ兄弟に対して何事も為し得ず,如何なる点においても裁判を行なえぬように,また行なった場合には死亡するように」(1491年6月9日付の Yucé 供述)²⁶⁾
- ③「異端審問官が上記の者たちの誰に対しても害を為し得ぬように、また為した場合には一年以内に恐水病になるように」 $(1491年7月19日付のYucé 供述)^{27}$
- ④「異端審問官が上記のキリスト教徒たち〔コンベルソ〕に害を為さんと図ったり、出来たりせぬように、もし彼らに対して裁判を行なったならば死亡するように」(1491年10月11日付の Yucé 供述)²⁸⁾
 - ⑤「上記のキリスト教徒たちに対して害を為すことを望むすべての異端審問官やその他の裁判官

や人々が、恐水病に罹って死ぬように」(1491年11月2日付の Yucé 供述)²⁹⁾

- ⑥「すべてのキリスト教徒が恐水病に罹って死ぬか,或いはユダヤ教に改宗する筈である。ユダヤ教徒のみがこの世に残ることになり,かくしてイエス・キリストの法は滅び,モーセの法が称揚される筈である」(1491年11月2日付の Yucé 供述)30)
- ⑦「異端審問官やすべての他のキリスト教徒が恐水病となり、それで死亡するように、そして我らの救世主たるイエス・キリストのカトリックの法と信仰が滅び、破壊され、壊滅するように。そしてユダヤ人が君臨し、モーセの法が称揚されるように」(1491年11月16日付の Yucé への判決)31)
- ⑧「異端審問官が彼らに対して裁判をなし得ぬように、異端審問官や他のすべてのキリスト教徒が恐水病となり、或いは恐水病で死亡し、イエス・キリストのカトリックの法と信仰が全く消滅し、ユダヤ人が君臨し、モーセの法が称揚されるように」(1491年11月16日付の Benito への判決)32)

これらを通観すると、①~⑤と⑥~⑧との間に大きな差異があることに気づく。つまり前者では 異端審問官の追及の回避が目的とされているが、後者ではこれにキリスト教徒絶滅とユダヤ人の世 界征覇の目的が加わっている。ところで⑤⑥は Yucé が火刑に処せられる僅か 2 週間前に15項目の 訊問事項を示され、拷問を加えられて回答を迫られたときの供述であり、第 5 項「何のために聖別 されたホスチアとかの子供の心臓を求めたのか。それによって如何なる利益を得ようと望んだの か」に対する回答であるが、⑥では従来の供述とは大きく異なり、妖術の対象が異端審問官からキ リスト教徒全体に拡大し、目的も防衛的なものに攻撃的なものが加わっており、これがそのまま⑦ ⑧の判決文に取り入れられていると言ってよい。かかる経緯からみて、⑥に示された目的は被告ら の犯行を極めて重大で危険なものであると印象づけようとする異端審問官が、強要して得たもので はないか、と推定される。従って我々は、①~⑧に共通している異端審問官の追及の回避が被告ら の真の目的であった、と考える。

それでは被告らに実際どの程度,追及の危険が及んでいたのであろうか。被告らの居住するラ・グアルディアとテムブレーケはトレード大司教区内にある。1480年にカスティーリャで最初の異端審問所がセビーリャに設立されたが 33 、トレード大司教区を管轄区とする異端審問所は1483年に、シュダー=レアルに設立され,これが1485年にトレードに移転した。トレード異端審問所の初期の活動については、トレードの住民が著わした古い書物に収められた報告があり,これを Sebastian de Horozco(1510?-1581?. トレードの法律家・詩人)が転写し,更にそれを古くは Fita が,最近では Weiner が活字化している 34 。ここに記された異端審問活動の状況を1489年以前に限定して纒めてみると、〈表〉のようになる。

これによれば、異端審問所は1485年5月活動を開始し、1486年2月12日には最初のアウト・デ・フェが開催され、750人が教会と和解し、公けの改悛を強いられ、同年8月16日には25人が俗権に引渡され最初の火刑が挙行されている。その後も多くの異端者が公けの改悛の強制や火刑に処せられていることが看取出来る。このように頻繁に行なわれた布告、アウト・デ・フェ、改悛の行列、火刑を被告らが実際に見聞したり、またその風聞を得たりして恐怖にかられていたことは想像に難

〈表〉 1489年以前のトレード異端審問所の活動状況

年 月 日	活 動	内 容
1485年 5 月24日	赦免布告	穏れユダヤ教徒は教会に復帰し,和解するよう布告(期間40日
7 8 4 8	ウルナル	以内)
7月4日	密告布告	異端者を知る者は通知するよう布告(期間60日以内,更に30日
1486年2月12日	アウト・デ・フェ	延長) 700人(トレード市の7小教区)が教会と和解し,悔悛行列を行
1100 2 / 12	(和解・行列)	なう
2月17日	悔悛行列	上記の700人が悔悛行列を行ない,以後7日毎に3月23日まで5
4 17 0 17		回実施
4月2日	アウト・デ・フェ (和解・行列)	900人(トレード市の6小教区)が教会と和解し,悔悛行列を行
4月7日	悔悛行列	なう。 上記900人が悔悛行列を行ない,以後7日毎に5月12日まで5回
1/1/1	10年12月73	実施
5月15日	赦免布告	トレード大司教内の異端者に和解を申出るよう布告(期間30日
		以内)
6月11日	アウト・デ・フェ (和解・行列)	750人(トレード市の4小教区)が教会と和解し,悔悛行列を行
6月18日	赦免布告	なう Alcaraz(期間40日以内),Talavera(30日以内)の助祭長区の異
0 / 110 [が大人では 日	端者に和解を申出るよう布告
8月16日	アウト・デ・フェ	25人(男20, 女5)
8月17日	(火刑) アウト・デ・フェ	2 人 (聖職者)
	(火刑)	
10月15日	アウト・デ・フェ (死者を対象)	死者に対する異端判定を布告し,継承された財産を没収
12月10日	アウト・デ・フェ (和解・行列)	900人(トレード大司教区)が教会と和解し,悔悛行列を行なう
12月11日	悔悛行列	上記900人が悔悛行列を行ない,以後12月15日から1487年1月26
		日までの毎金曜日,2月2日から1488年1月4日までの毎月第
140577 1 11151		1金曜日に悔悛行列を行なう
1487年 1 月15日	アウト・デ・フェ (和解・行列)	700人(Alcaraz 助祭長区)が教会と和解し,悔悛行列を行なう
3月10日	アウト・デ・フェ (和解・行列)	1,200人(Talavera,マドリード,グアダラハーラの各助祭長
		区)が教会と和解し、悔悛行列を行なう
5月7日	アウト・デ・フェ (火刑)	23人(男14,女 9)
5月8日	アウト・デ・フェ (火刑)	死者(遺骸)と逃亡者(肖像)
1488年7月25日	アウト・デ・フェ (火刑)	37人 (男20, 女17)
7月26日	アウト・デ・フェ (火刑)	死者(100人以上)
7月22日	(久刑) アウト・デ・フェ (火刑)	3人(在俗聖職者2,修道士2人)

〔出所〕 Fita, "La Inquisición", pp. 292-306 より作成。

くない。フランコ兄弟は商業・運送業を営んでいて、多くの道を荷車で通っていること³⁵⁾、毳立て 職人の Benito もサンティヤーゴに赴いていること³⁶⁾ からして彼らコンベルソの活動範囲は広く、彼らが上記の事柄を見聞する機会は充分あり得たと思われる。

史料3は、被告の中のユダヤ人とコンベルソの各1人がトレードで挙行された火刑を目撃して落 胆し、ユダヤ人がコンベルソに異端審問官が彼らに加える重大な被害を恐れると語り、もしキリス ト教徒の子供の心臓が手に入れば、すべては救われる、と言ったと述べ、犯行決意の契機がトレードでの火刑の目撃であったことを示唆している³プ。史料1の中の Yucé の供述(1491年11月2日付)³8) によれば、ホスチアのみによる妖術の後に、Alonso が異端審問所によって晒し者にされその効果のないことが判明したので、フランコ兄弟が Tazarte により強力な妖術の実施を依頼した、とある。この二つの史料では犯行の動機が異なり、一見矛盾しているようにも見え、Lea はこれを虚構説の論拠の一つに挙げている³9。しかし両者は二律背反的なものではなく、火刑を目撃したコンベルソを Alonso とは別人と考えれば、複数の被告の動機を示したものだと考えて一応の筋は通る。しかし我々はむしろ Yucé の供述を虚偽であると考えたい。Alonso が既に異端審問所に捕えられ処断済みであるのなら、その上に更に新たな処断原因となる罪を重ねる動機が考えにくいからである。被告の中に既に異端審問所の処断をうけた人間がいたという重大な事実は、Yucé の供述のこの一箇所に出てくるのみであり、しかも1491年11月2日になって漸くに出てくるのであり、如何にも不自然である。Yucé のこの供述は、被告らがホスチアのみによる妖術だけでなく、殺害した〈子供〉の心臓とホスチアとによる妖術をも行なったという虚偽の自供を合理化するために、その動機を捏造したものである、と推測される。

さて、目撃した火刑は前出の報告中のどれに比定さるべきであろうか。Fita は、〈子供〉の磔殺を事実と考え、それを1488年7月のこととしているので、1487年5月7日か8日の火刑を問題の火刑と比定しており、とくに5月8日にはフランコ兄弟の父親の遺骸が火刑に処せられ、兄弟の財産が剥奪された、と想像している⁴⁰⁾。父親の遺骸の火刑であれば、その息子たちが見に行った可能性は高いし、また自らの身辺への危険の切迫もより痛切に感じられたであろうから、中々に魅力的な想像であるが、残念乍ら具体的根拠が全く示されていない。我々はホスチアのみによる最初の妖術を1487年4月に想定しているから、問題の火刑はそれ以前の1486年8月16日、17日のものと考えておく。

Alonso の処断を事実と考える Fita は,それが1486年12月10日のアウト・デ・フェによるものと比定している。我々はかかる処断はなかったと考える立場に立ち,従って Fita の如き比定を必要としないが,Fita の比定が成立しないことをここで一言しておきたい。Yucé の前出の供述によれば犯行の順序は,ホスチアのみによる妖術→Alonso の処罰→より強力な妖術ということになり,Fita の推測に従えば,ホスチアによる妖術は1486年12月10日以前に実施されたことになる。しかし史料1から確認される最初の妖術は,1487年4月に実施されたのであり,年代的に食違ってしまうのである。

以上から、被告らの身辺には異端審問所の追及の脅威が迫っていたことが明らかとなった。恐怖に戦く被告らは追及を逃れるためには藁をも摑む気となり、妖術に頼ろうとしたのではなかろうか。ところで、キリスト教徒であるコンベルソはともかく、ユダヤ教徒であるユダヤ人は異教徒であり、異端審問所の裁判権の対象外であるから、彼らが謀議に加わっているのは不自然である、という Lea の議論がある⁴¹⁾。勿論ユダヤ人は異教徒であり、従って受洗者を対象とする異端審問の対

象外であるが、これは飽く迄原則であり、異教徒であっても〈異端幇助〉(fautoría de herejes)や〈改宗勧誘〉(proselitismo)を行なえば、異端審問所による処断の対象となったと考えるべきである。残念ながら、この問題について明解な説明を与えて呉れるスペイン異端審問研究書は管見の限りでは無いが、こう考えなければ、ユダヤ人である Yucé が異端審問官の取調べをうけ、火刑に処せられた事実が全く説明出来ないことになる。

〈異端幇助〉とは、Llorente によれば、「異端や異端を受入れてそれに従う者を幇助することである。異端審問官は彼らの命令を遂行しない者にかかる罪を帰し、また直接的・間接的手段で命令の遂行を妨げることに加担した者により大きな罪を帰する」⁴²⁾。官僚や世俗領主など公権力を行使する者には、義務に背いて異端を見逃して、異端を幇助する場合(怠慢による por omisión 幇助)と、公権力を行使して異端審問所を妨害してそうする場合(違反による por comisión 幇助)とがあり、私人には前者の罪はない(抑々私人に異端追及の義務はない)が、何らかの方法で異端を幇助すれば後者の罪に問われることになる⁴³⁾。〈事件〉の被告のユダヤ人の場合、コンベルソと謀って妖術によって異端審問官の公務遂行を阻止せんとしたのであるから、当然〈異端幇助〉罪に該当すると考えられる。

次に〈改宗勧誘〉とはキリスト教徒に働きかけて,他の宗教への改宗を勧誘すること,と言ってよかろう。アルフォンソ10世の『国王フエロ(Fuero Real)』には,「如何なるユダヤ人もキリスト教徒に密かに働きかけて,その法〔キリスト教〕から改宗させたり,割礼を施したりすることを敢えて行なうことを厳重に禁ずる。それを行なった者はそのために死すべし。またその者が有せしすべてのものは国王のものとなるべし。」44)とあり,〈改宗勧誘〉が死罪と全財産没収に値する重罪であったことが判る。López Martínez のように,ユダヤ人がコンベルソに対してのみでなく,旧キリスト教徒に対しても〈改宗勧誘〉を行なっていたとしてその危険性を強調する論者もおり,彼はその証拠の一つに Yucé の判決文を引用している45。しかし〈事件〉で問題とされているのはコンベルソの被告に対するユダヤ人の〈改宗勧誘〉であり,判決に言う「幾人かのキリスト教徒」(algunos christianos)というのも彼らを指していると考えるが妥当である。後述のように被告のユダヤ人とコンベルソの間には密接な信仰上の関係があったと考えられる。史料の記述からすればコンベルソがユダヤ人にユダヤ教に関する様々な事柄について教示をうけたり,自ら進んでユダヤ人の祭儀に加わっているという印象をうけ,ユダヤ人側からの〈改宗勧誘〉といえるような働きかけがあったかは必ずしも判然としないが,異端審問官の立場からすれば,両者の信仰上の共存関係そのものが〈改宗勧誘〉の何よりの証拠であるということになったであろう。

以上から被告のユダヤ人も異端審問所の追及を恐れねばならぬ立場にあり、彼らが謀議に加わっていることは不自然なことではないと言える。ユダヤ人は実質的には同宗者であるコンベルソを援助するためのみでなく、自らの保身のためにも謀議に加わったのである。コンベルソとユダヤ人はいわば一蓮托生なのであり、コンベルソが異端審問所の追及をうけ、その口からユダヤ人のことが洩れれば、彼らとて無傷では済まされない状況にあった。従ってユダヤ人にはコンベルソに対する

異端審問官の追及を免れさせることに協力する充分な動機があった、と言うべきである。

以上、ホスチアの問題を様々な面から考察してきたが、既に明らかにしたように、被告らはホスチアによる妖術を行なっていたと我々は推断する。その根拠を今までの議論から纒めると次の4点になる。即ち、第1に、Benito が逮捕時にホスチアを所持していたこと。第2に、ホスチアによる妖術の実施が原史料から矛盾なく看取し得ること。第3に、被告らが自由にホスチアを入手出来る立場にあったこと。第4に、被告らはトレードの異端審問所の活動によって身の危険を感じており、かかる手段に訴える充分な動機があったこと、である。

我々は前稿において〈子供〉の殺害を虚構であると結論づけた。キリスト教徒の子供の誘拐,殺害,心臓の摘出はそれを実際に行なうこと自体,相当に大変なことであろうし,またかかる行為を実施する人間の心理的抵抗感は極めて大きなものであろう。しかしホスチアによる妖術は実施するのは比較的容易であるし,心理的抵抗感も左程大きなものではないと思われる。かかる考慮が我々がホスチアによる妖術を事実と見做した間接的理由である。

このように纒めてみると、最初の設問、即ち何故 Benito はホスチアを所持していたのか、に対する回答は自ずから明らかであろう。即ちそれはホスチアを用いた妖術を行なうため、ということになる。

Ⅱ 自供の問題

次に第2の疑問点について検討してみよう。 I において我々は被告らが異端審問所の追及を恐れ、それを回避せんとして妖術に走ったのではないかと推測した。それでは何故、彼らは異端審問を恐れねばならなかったのか。言う迄もなく、コンベルソの場合には密かにユダヤ教を信奉する背教者 (apostata) であり、ユダヤ人の場合にはその幇助者・改宗勧誘者であったからである。これを史料によって確認しよう。まず史料1から彼らの宗教生活や宗教観を窺わせる供述を列挙する。

(1) 1490年6月6日付の Benito 供述⁴⁶⁾——5年前に Benito が Ocaña と話していたとき、Benito の信ずるところでは、Ocaña はキリスト教徒の名の下にあるユダヤ教徒であるが、その Ocaña が、イエス・キリストと聖母マリアは実在せず、モーセの法(ley de moysén)が真実であると言って、Benito にユダヤ教徒に戻るよう強いた。Benito は教会へ行かず、祝祭日(fiestas)を守らず、金曜日に肉を食べ、諸聖人の精進日(vigilias de los Santos)には、人に見られずに飲み食いが出来るので、Mosé と Yucé の家で過ごした。この5年間は捕えられる迄ずっと、意志において現実にはユダヤ教徒であった。その他のユダヤ教の勤めをしなかったは、ユダヤ教徒であると気取られずにそれをすることが出来なかったからであり、キリスト教の勤めをしたなら、それはキリスト教徒に見えるように装ってそうしたのである。この5年間、真実のことは言わずにラ・グアルディアの司祭に告解をした。聖体(corpus christi)など全くのまやかしであると信じて、聖体拝領をしなかった。人々が病人のところに聖体をもって来るのを見て、それを侮夷し、唾を吐いた。

テムブレーケの Yucé と Ça 父子の家で、金・土曜日やその他の禁制日に肉料理を食べ、安息日 (シャバット) (sábado) を守り、日曜日も働くのを止めず、シナゴーグの灯明の油のための金を彼らに渡した。

- (2) 1490年10月27日付の Yucé 供述 $^{47)}$ —3年程前,Yucé が過越祭(pascua)に使うパン種なしのパン(pan cenceño)のための小麦を買うためにラ・グアルディアに行ったとき,Alonso が良質の白麦(trigo candial)を持っていると聞かされた。広場で Alonso と出会い,その家へ向かう途次,Alonso から何のために白麦が要るのかと聞かれ,過越祭のパン種なしのパンを作るためだと答えた。すると更に何のためにパン種なしのパンを作るのかと聞かれたので,神がユダヤ人をエジプトから脱出させたことを記念してであると答えた。Alonso は十字架の金曜日(viernes de la crus)に羊肉を家にもって来て調べたら,trefe(テレファ) $^{48)}$ だと判ったので食べなかった,と述べた。
- (3) 1490年10月28日付の Yucé 供述⁴⁹⁾——Alonso からユダヤ人がエジプトから脱出したときに 羊肉を食べたのは何のためかと問われ、Yucé は祭儀のためにそうしたと答えた。Alonso は、もし テレファが出てきたら、彼らはそれを食べたのかと聞き、Yucé は、そのときにはまだ法が与えら れていなかったので、彼らはそれを調べなかった、法が与えられてから、賢人たちがそうするよう 命じたのである、と答えた。また Alonso は、過越祭が近づいているが、いつなのか分からない、 ユダヤ人の don David が死んでから、こうした事柄を教えて呉れる人物がいなくなった、と言った。
- (4) 1491年 1 月 10 日付の Yucé 供述50 ——Alonso がテレファの肉やパン種なしのパンについて Yucé に尋ねたときに、Alonso が「割礼を施しているように見える人々にとっては、それで充分なのか」と Yucé に聞いた。
- (5) 1491年4月9日付の Yucé 供述⁵¹⁾ 一獄中で Yucé が日曜日の朝の祈りを唱えているとき、Benito が自分のために祈って呉れと懇願した。同日、Benito が、ここの異端審問官たちは神様⁵²⁾だ、と言ったので、Yucé が、そんなことを言うな、と言うと、彼らは反キリスト(antechristos)よりも悪い、と言ったのだ、と答えた。次いで次の様な話をした。「ユダヤ教徒からキリスト教徒に改宗した者は反キリストである。自分の父は蛇の骨のように私を非難した。私は良きものを捨て、悪しきものを取ったのだから、父の言うことが分かった。私は40年間、悪しきものの中で生きてきたので、それがどんなものか知ったのだ。善が何であり、悪が何であるか判ったので、今、私はここから出たい。私が思い出せる唯一つの善行は、ユダヤ人の若者に、彼らが火刑を行なっているのを見なさい。それでも君はキリスト教徒に改宗することを望むのか、と言って改宗を思い留まらせたことである」。

また Benito は次の様に語った。「ここに捕らわれている私の土地の人々がすべて安らかになり、自分が皆んなのために苦しむことを望む」「これは裁判などではない。彼らは我々を焼き、財産を奪うため以外にそれをしているのではない。彼らは私に30人に対するよりも多くのことを求めた。顔についている眼にかけても何かを告白したり、認めたりしない。私は認めてしまったことによっ

て、魂と体を失ってしまったのだ。彼らは財産のために我々を捕らえているのであり、他のためではない。もしここから解放されたなら、すぐにユダヤの地に行くだろう」。

Benito は,人々が彼が割礼をしていないと言ったので生殖器の先端を切ろうとして,Yucé にナイフを求めたが,Yucé は死んでしまうからそんなことはするな,と言った 53)。Benito は,自分が悪魔と共に死ぬであろう,焼かれるよりも,そうして死ぬことの方を望む,と言った。また次の様なことも言った。「今日のような日 54)には聖母マリアが息子の世話をする,この息子は神である,と人々は言う。しかし神は母をもたず,神は息子でもない。私はこんなことは全く信じない。信じるのは天と地の創造主(criador del cielo é de la tierra)のみである。他のものはみな偶像崇拝(idolatria)である。何故なら彼らはホスチアが神であると言っているから」。

Benito と Yucé は次のような問答を交わした。(B)「ユダヤ人は何故, dia mayor⁵⁵⁾ に断食をするのか」。(Y)「その日に悔改めをするためである」。(B)「安息日の夜にユダヤ人が唱える Alihahoneni⁵⁶⁾ はどんな意味か」。(Y)「神への称賛を捧げ、それによって安息日と他の週日とを区別しているのである」。(B)「ユダヤ人は何故テフェリン(tafelines)⁵⁷⁾ をつけていて、そこに手を入れるのか」。(Y)「主の命令によってそうするのである」。(B)「何という奇蹟だろうか、石ですら安息日を守るというのは」。(Y)「何故そんなことを言うのか」。(B)「石の川が安息日のその日だけは流れないからである」。(B)「シオン(sión)とは何か」。(Y)「かって神殿のあった所である」。(Y)「何故,彼らはあなたを召喚したのか」。(B)「彼らが私の鼻に水を注いだとき〔水拷問をしたとき〕,彼らは私にイエス・キリストを憎悪させ、キリスト教徒でなくさせたのだ」。

Benito は次の様なことも話した。「サンタ・クルス修道院長〔初代異端審問長官 Tomás de Torquemada〕は、大反キリストだ。私の2人の小さな息子たちが、この呪われた法〔キリスト教〕に留まっているので、彼らのことが悲しまれる」「聖体を授けるときには、彼らは水で練った少量の小麦粉をもってきて、これが神だ、と言う」「悪魔たち〔聖者たち〕を見に、一度、サンティヤーゴ巡礼に出かけたことがある」。

- (6) 1491年4月10日付の Yucé 供述⁵⁸⁾ 一一獄中で Benito は断食を3回行なった。即ち,月曜日,木曜日,エステルの断食の日 (Reyna ester)⁵⁹⁾ である。Benito は次の様なことを話した。「アストルガで鞭打ちを受けたのは、息子を教会へ行かせようとして私が加えた鞭打の報いだ」「アストルガで留置中にノミやシラミに刺されたのは、煉獄 (purgatorio) の魂のために神に与えた金のせいだ」「聖水を注ぐための聖水盤を作るために彼が教会に金を寄進したためにアストルガで水拷問 (herrada de agua) をうける破目になったのだ」。
- (7) 1491年 7 月28日付の Yucé 供述 $^{60)}$ Yucé はコンベルソたちの次のような会話を聞いた。 Alonso「この手紙〔Abenamias に送る手紙〕は,ローマからの贖宥状 $^{61)}$ よりも立派なものだ。彼らはこんなもののために $4\sim5$ レアルを要求する。そしてこれは魂を救うためだと言うが,地獄に落とすことなのだ」。 Ocaña 「こんな贖宥状を得るのにブランカ金貨を費やす者は売女の伜だ」。 García 「そうすべきではない。でも人々が望むのだから,こうしたことから離れる訳にはいかない。

だから信心会や信者会に加わったり、加わっていたり、何度か贖宥状を得たりするのを止めないのだ。それは只、人々の手前を繕うために」。Alonso「旧キリスト教徒の女と結婚している我々がどんなに苦労しているか見なさい。息子を割礼したいと思うが、このために敢えてしないのだ」。 Juan「私には息子がないから、その必要がない」。Ocaña (García の発言をうけて)「すべてがまやかしだ。神以外に救い主はいないのだ」。

- (8) 1491年8月1日付の Yucé 供述 $^{62)}$ ——Alonso, García, Juan, Lope がユダヤ人の David Perejón の所へ祈りに訪ずれた。また彼らはラ・グアルディアで角笛の祭り $^{63)}$ に Perejón が角笛を吹くのを聞きに来たり、彼の小屋(cabañuelas) $^{64)}$ に入ったりした。Perejón は hamoçí(ハメツ) $^{65)}$ を作り、それに beraká $^{66)}$ 〔祝福?〕を与えた。Perejón はフランコ兄弟が断食(ayuno mayor) $^{67)}$ を行なっていると信じていた。フランコ兄弟は大断食の前日にシナゴーグに持参し、シナゴーグのランプの油を買うための金を Perejón に与えていた。

以上の内容を、個人別・項目別に纒めてみると、以下のようになる。項目は①がキリスト教徒としての信仰義務の懈怠、②がキリスト教への非難・攻撃、③がユダヤ教への関心・傾倒である。

- [1] Benito—① ① 教会へ行かなかった,⑥キリスト教の祝祭日・断食日を守らなかった,⑥ 聖体拝領を全くしなかった。② ② 聖体は全くのまやかしであると言った,⑥ホスチアを侮蔑した,⑥キスリト教=悪,ユダヤ教=善とした,⑥ユダヤ人若者の改宗を妨げた,⑥キリスト教を偶像崇拝であるとした,⑥ Torquemada を大反キリストとした,⑥キリスト教を呪われた法とする,⑥聖者を悪魔になぞらえる,①キリスト教への加担が現在の苦難の原因であると言った。③ ② 安息日を守った,⑥シナゴーグに灯明代を寄付した,⑥ユダヤ教の様々な事柄に関心をもち,ユダヤ人に質問した,⑥ユダヤの地へ行きたいと洩らした,⑥割礼を望んだ,⑥ ユダヤ的食事を摂った,⑧ ユダヤ教の断食を行なった。
- [2] Alonso——②贖宥状をまやかしと言った。③@ユダヤ教に関する事柄を Yucé に聞いた, ⑤テレファだとして羊肉を食べなかった, ⑥息子に割礼をさせたいと願った, ⑥ユダヤ教の儀式に参加した, ⑥シナゴーグに灯明代を寄付した。
- [3] Ocaña—②③贖宥状購入者を罵倒した,⑥信心会,贖宥状をすべてまやかしだと言った,⑥Benito にユダヤ教への改宗を強要した,⑥イエスもマリアも実在しないと言った。③モーセの法が真実であると言った。
- [4] García——③aユダヤ教の信奉を隠蔽するためキリスト教徒を装った, **b** [2] の**d** e と同じ。

- [5] Juan, Lope——③ [2] のdeと同じ。
- [6] Perejón—フランコ兄弟がユダヤ教を信奉し、その儀式に加わることを幇助した。
- [7] Mosé, Yucé, Ça——Benito がユダヤ教を信奉し、その儀式に加わることを幇助した。

このように纒めてみると、コンベルソの被告 6 人の背教、ユダヤ人の被告 4 人のコンベルソへの 改宗勧誘は明白である。つまり被告らはコンベルソ、ユダヤ人ともに、〈子供〉の殺害を行なって いないとしても異端審問所の追及対象とならざるを得ない立場にあったのである。かかる被告らの 立場を確認した上で自供の問題を考えてみよう。

コンベルソの被告が、敬虔とまでいかないにせよ、普通のキリスト教徒であり、またユダヤ人の被告がコンベルソとの宗教的接触を全くもたなかったとしたら、全く身に覚えのない〈子供〉の殺害を自供したとは考えられず、恐らく最後迄、否認し続けたのではなかろうか。彼らが虚構の罪を自供したのは、背教者や異端幇助者・改宗勧誘者であるという、そして恐らくはホスチアによる妖術を行なっていたという後めたさ・弱味をもっていたからではなかろうか。異端審問官は被告らのかかる弱味を利用して、拷問や誘導訊問を援用しつつ、虚偽の自供を引出したのではなかろうか。被告らは或いはこれらの罪状のみでも刑死すると考えて自棄的になり、目前の苦痛から逃れるために無実の罪を自供したのかも知れない。

従来の虚構論者は虚偽の自供の原因を、専ら拷問に帰していると言えるが⁷³⁾、我々には拷問のみで被告全員が〈子供〉の殺害という大罪を自供したとは考えにくく、上記のような被告に共通する弱点があったればこそ、虚偽の自供がなされた、と考えたい。

それでは一体どの被告が最初に〈子供〉の殺害を自供したのであろうか。史料1の中で〈子供〉殺害を示唆する最初のYucé 供述は、1490年10月27日付⁷⁴⁾のもので、ここには Alonso とその何人かの兄弟が、ユダヤ人がかってキリストを磔殺した形式に則って、或る子供を磔殺したと、Alonsoから Yucé が聞いた、とある。この後、起訴状提出までのYucé 供述は10月28日付のもの⁷⁵⁾のみでありここでは〈子供〉についての言及は全くない。ところが12月17日に提出された起訴状では、Yucé は他の被告とともに、「その祖先のユダヤ人が我らの贖い主イエス・キリストを磔殺したのと殆ど同じ形式と敵意をもって、我らの救い主イエス・キリストの受難を悪しざまにののしり、愚弄するために、嘲笑し、唾を吐き、多くの平手打ちやその他の傷を与え、聖金曜日にキリスト教徒の子供を磔殺したことに加わった」⁷⁶⁾として告発されているのである。しかし既述のように、起訴状以前のYucé の自供には自らが殺害に加わったという内容は全くなく、また起訴状に詳述されている殺害の様子などはYucé 供述からは全く窺えない。

ところで入獄後、暫くして重病となった Yucé は、医師 Ávila 立会いの下に偽ラビの Enríquez と会ったが投獄理由を尋ねられた Yucé は、「フランコ兄弟と Ocaña と Benito が磔殺した子供について申立られている事件について」(Yucé 供述) 77 、「聖週間に otohays(キリストを指すユダヤ教用語)として死んだ11才の nahan(子供)のために捕らえられている」(Ávila 証言) 78 、「彼らが oddohays と認めた子供の死のために捕らえられている」(Enríquez 証言) 79 などと述べている。こ

の三者のうち、起訴状以後の日付の Yucé の供述では、犯人の名前・犯行の内容についてはっきりしたイメージがあるが、それ以前の日付の他の 2 人の証言では逮捕理由は曖昧なものである。しかしそれでも Yucé には漠然とではあるが逮捕理由が異端審問官から仄かされていたことはその供述から確かである。

それでは異端審問官は〈子供〉の殺害をどこから着想したのであろうか。Ávila 証言以前の Yucé 供述はない。従って異端審問官は Yucé 以外の被告の口から殺害を引出したことになる。Ávila 供述以前の唯一の被告の供述は,1490年6月6日付の Benito 供述⁸⁰⁾ である。しかし困ったことにこの供述の中には〈子供〉の殺害については全く言及がない。史料1が Yucéに関する裁判文書であることを考えれば,Benito 供述の中で Yucé への言及のある最初の供述がこれであり,この供述が契機となって Yucé が逮捕された,と言ってよい。だとすれば Yucé の名が出て来ない Benito 供述で,起訴状以前の日付をもち,〈子供〉の殺害に触れた供述が存在したと推定することが出来る。被告の中で最初に逮捕されたのが Benito であり,その Benito の自供から〈子供〉の殺害という犯罪が生まれ,これがその後に逮捕された Yucé にも仄かされ,やがて Yucé 自身も犯行に加わったことにされてしまったのであろう。従って〈子供〉の殺害という罪状の発端は Benito の自供であると推測される。

この点で示唆的なのは Benito の以下の告白である。Yucé 供述(1491年4月9日付)によれば,Benito は,「拷問によって自分が知っている以上のことを話してしまった」「顔にある目にかけて,何事も告白せず,認めない。認めてしまったことによって私は魂と体を失ってしまったのだ」 81 と述べ,別の Yucé 供述(1491年8月1日付)でも,「彼らは私に私が知っていること,知っている以上のことを話させた」 82 と Yucé に語ったとされる。ここに述べられている知っていることを被告らが実際に行なった行為(背教,異端幇助・改宗勧誘,ホスチアによる妖術)と見做し,知っている以上のことを虚構の行為(〈子供〉の殺害)と見做せば,拷問によって Benito が〈子供〉の殺害を自供し,それが契機となって,〈子供〉の殺害→心臓の摘出→心臓とホスチアによる妖術の実施という筋書が創作されたものと想像される。ホスチア冒贖と儀式殺人は中世ヨーロッパにおける反ユダヤ人プロパガンダの2大要素である。アストルガで Benito の取調べにあたった司教代理 (provisor) の Pedro de Villada はグラティアヌス教令集博士(doctor en decretos)の学位を有し 83 ,当然ユダヤ人の2大「犯罪」には通暁していた筈であり,Benito からホスチアによる妖術の自供を得た Villada は,もう一つのキリスト教徒殺害も犯している筈だと予断し,拷問の末に自供させたのではなかろうか。

Ⅲ 〈事件〉の全体像

以上,我々は被告らが背教者或いは異端幇助者・改宗勧誘者であり,恐らくはホスチアによる妖術を行なっていたものと推察し,こう考えることでBenitoのホスチア所持と被告らの無実の罪の

自供の問題が解決されるものと考えた。

さて我々は〈事件〉を今まで〈子供〉の殺害としてのみ扱ってきた。しかし被告らは〈子供〉殺害のみによって裁かれたのではない。これは現存する二つの判決を見れば明らかである。まずYucé の判決文から見ていこう。

判決文に示された Yucé の罪状は四つに纒められる。即ち,①背教者の幇助・改宗勧誘,②〈子 供〉の磔殺と心臓の摘出,③心臓とホスチアを用いた妖術の実施,④心臓とホスチアによる妖術の 実施のユダヤ人への依頼の合議,である。②~④については既に前稿の随所でその具体的内容に触 れているので、ここでは①について見ておこう。

「上記のユダヤ人の Yucé Franco は、何人かのキリスト教徒〔コンベルソ〕を、既に腐敗し葬られしモーセの法の祭儀と儀式に誘い込み、引き寄せた。また彼らにヘブライ語やユダヤ語の祈りを教え、祈りに身を委ねているキリスト教徒のために創造主にヘブライ語で祈り、祈念し、モーセの法は真実であり、イエス・キリストの法は虚偽の法であると言い、ユダヤ教の断食日や過越祭がいつであるか、何故ユダヤ人がテレファを食べないかを教え、その法のその他の秘密をキリスト教徒に伝え、知らせ、キリスト教徒に祝福された肉やぶどう酒を与え、彼らをモーセの法に誘い込み、それを認めさせんがために彼らと飲食を共にした。この世に神が生まれることはあり得ない、これは我らの贖い主イエス・キリストのことを言っているのであるが、と彼らに理解させ信じさせ、カトリックの信仰を冷やさせ、その敵にしてしまった」84)「我々〔異端審問官〕は彼を、異端と背教の罪と過ちの幇助者・伝達者、異端審問所の妨害者、キリスト教の信仰と法の破壊者、我らが贖い主イエス・キリストのかの法を否定し、モーセの法を受入れるようキリスト教徒を誘い込む者と宣告する」85。

以上の判決文の引用から、Yucé が異端・背教勧誘者及び幇助者として断罪されたことは明らかである。

次に Benito の判決文における罪状を纒めると,①背教,②ホスチアと心臓による妖術実施の謀議,③〈子供〉の磔殺と心臓摘出,④心臓とホスチアをユダヤ人賢人に妖術実施のため送ることの謀議,⑤別な心臓とホスチアを用いた妖術を行なう謀議,となる。Yucé 判決文の②~⑤と Benito 判決文の②~④とは微妙な差違があり,異端審問官が〈事件〉の統一像を完成させていないことを窺わせるが,内容的にはほぼ同じことであると言ってよい。そこで①について関連部分を要約してみよう。

「Benito はユダヤ教徒として生まれたが、洗礼を受け、30年間カトリックの法と信仰に留まった後に、カトリックの教えから背教し、現在はモーセの法に戻り、5年間それに留まり、すべての祭儀・戒律を守り、キリストの教えよりもそれをより良きものと見做し、教会へは行かず、教会の祝祭日も守らず、禁制日に肉を食べ、聖体拝受をせず、聖体を見て唾を吐いたり、侮蔑を加えたりした。告解をしてもそれは偽りであり、真実に従って聴罪師に罪や過ちを申し述べることなく、告解は過ちの赦免に役立たず、改悛やその他の秘蹟はすべてまやかし・迷信であると固く信じている。

また或るユダヤ人に次の様に語った。「私はキリスト教に改宗したときの父親の非難を漸く理解し た。私は良きユダヤ人のようにモーセの法を守り信じており、生きながら焼き殺されようとも、そ の法に死すつもりである。キリスト教徒はイエス・キリストや聖母マリアが実在すると言っている が、すべて偽りであり、私はキリストが神として生まれたとか、聖母マリアがずっと処女であった とかいうことを信じない。キリスト教徒が信じていることはこの世で最も愚にもつかぬ事であり、 彼らは創造主たる真の神の極悪なる敵である。彼らの行なうすべての儀式や祈りは呪術であり,偶 像崇拝である。彼らは少量の小麦粉と水をかき混ぜたものであるホスチアを崇め,聖職者の唱える 言葉によって、そのパンが真の神の体となり、ぶどう酒は真の血となると言うが、それはこの世で の最大の嘘である。彼らは聖者・聖女の像を描かせるが、私がサンティヤーゴに赴いたときそこで 見た像はすべて偶像のように見えた。彼らは聖体拝領やその他の呪術によって悪魔と共に地獄へ堕 ちるのだ。私は一度聖体拝領をうけ、キリスト教に改宗したので、創造主は私に苦難を与え、牢獄 につれて来たのだ。神がここから私を出してくれたら、息子たちを連れてユダヤの地へ行く。息子 たちがこの呪われた法に留まっているので心が傷む。安息日以外に流れを止めない石の川は本当に あると思うが、子供らがそれを渡れるようにしたい。私は、そうすれば神が私に幸運を授けてくれ ると信じて、息子の1人をアブラハムがしたように犠牲に捧げる決意をしたことが一度ある」。こ のユダヤ人は Benito がユダヤ教の断食を何日か行ない, 更に別の日にも断食をするつもりであっ たのを見たし、またヘブライ語でユダヤ教の祈りを唱えるのも見た。Benito はこのユダヤ人に自 分のために創造主に祈るよう懇請し、祈ってくれたことに感謝した」⁸⁶⁾。

以上の要約から、Benito が背教と異端的行為を問われ、断罪されたことは明白である。

今日的感覚からすれば、2人の被告のかかる行為は左程咎め立てすべきことにも思われないが、 当時の異端審問官の目から見れば、極めて由々しき犯罪であると見做されたことは想像に難くない。 〈事件〉は、〈子供〉の殺害のみから成るのではなく、コンベルソの背教、ユダヤ人の異端幇助・改 宗勧誘という「犯罪」をその根底に含んでいるのである。

おわりに

我々は〈事件〉に関する二つの疑問から出発し、これを解答を与えるための作業を通して〈事件〉の全体像を把握出来た。最後にこれを踏まえて〈事件〉の実在性を繞る従来の研究を批判して結びとしたい。

〈事件〉は二人の被告の判決文から窺えるよういくつかの側面から成っているが、その中で最も衝撃的で耳目を惹くものが〈子供〉の殺害であることは言うまでもない。しかしそれは仮令、重要な要素であるといっても、〈事件〉の一側面でしかないことを銘記すべきである。しかるに従来の論争は、虚構説にせよ、実在説にせよ、余りにもこの〈子供〉の殺害に注意を集中させすぎた憾みがあると言える。それはそれがもつ衝撃性からして無理からぬところがあるが、このために〈子

供〉殺害の有無がそのまま直ちに〈事件〉全体の肯定か否定に直結してしまい,その結果,議論が両極端に分かれ,妥協の余地なき対立のみが残ることになった。我々は〈子供〉の殺害が実在しなかったという点では虚構説に与するが,これによって被告らが全く無罪であり,従って全く故なくして審問にかけられたとは考えない。誤解のないように言っておくが,我々にはスペイン異端審問を正当化したり擁護しようとする意図は全くない。只,現代的価値観から異端審問を眺め,それを批判する余り,恰かもスペイン異端審問が,当時の基準からみて全く無実の人間を罠にかけて陥し入れたというような見方をとらないだけのことである。異端審問官は彼らなりの一定の合理的根拠——それが仮令、現代的価値観とは相容れぬものとはいえ——に基づいて行動したのである。

ところで如何に衝撃的内容をもつとはいえ、一つの事件の実在性にこれ程拘泥するのには理由がある。それは〈事件〉の評価がそれのみに留まらないからである。虚構論者は、かかる虚構の〈事件〉を捏造し、罪なき被告を火刑に処した異端審問を厳しく糾弾することになるし、逆に実在論者は〈事件〉の恐ろしさを強調して、ユダヤ人やコンベルソの危険性を根拠として異端審問の正当性を主張することになろう。このように〈事件〉の評価は、スペイン異端審問全体の評価に直結しており、それが論者の信仰とも絡みあって不毛の対立を生んできたと考えられるのである。我々は従来の研究がもつかかる問題点を見据え、〈事件〉のより客観的な把握に努めてきたつもりである。それはそうすることが、えてして宗派的対立がもち込まれがちなスペイン異端審問研究を宗教的イデオロギーから解放する一助となると考えたからに他ならない。

註

- 1) 拙稿「《ラ・グアルディアの聖なる子》事件——その実在性について(1)——」『鹿児島大学教育学部研究 紀要 人文・社会科学編』(以下,『紀要』と略記),第40巻,1988年(以下,前稿IIと略記)。
- 2) 拙稿「《ラ・グアルディアの聖なる子》事件覚書――史料と研究史について――』『紀要』第38巻, 1986年(以下, 前稿 I と略記), 及び前稿 II において、〈事件〉の実在性を繞って都合26人の研究者の見解を眺めたが、その後著名なスペイン・ユダヤ人史研究者 Cantera Burgos の文章を参看出来た。F. Cantera Burgos, "El Santo Niño de La Guardia", en Año Cristiano, tomo III, Madrid, 1957, pp. 775-782. 諸聖人の祝祭日を扱ったこの『キリスト教教会暦』の9月25日の項で、《聖なる子》が1489年没の聖人として取上げられているが、著者は実在性を繞る議論には特に言及せず、史実と見做して記述していると考えられるので、実在論に属すると言ってよい。
- 3) 本稿では, 前稿 I, 〈表 1〉 の被告の呼称, 27-37頁の史料番号 1 ~ 9 をそのまま使用する。
- 4) F. Fita, "La verdad sobre el martirio del Santo Niño de La Guardia, ó sea el proceso y quema (16 noviembre, 1491) del judío Yucé Franco en Ávila", *Boletín de la Real Academia de la Historia*, 11, 1887, Doc. [17]. 以下,史料 1 からの引用はこのように文書番号によって行ない,必要な場合には頁数も付す。なお,史料 1 の諸文書を日付順に配列した前稿 I,〈表 3〉を参照されたい。
- 5) Doc. (17) 47.
- 6) I. Loeb, "Le Saint Enfant de La Guardia", Revue des Études Juives, 15, 1887, p. 227.
- 7) *Ibid.*, p. 226.
- 8) H. Ch. Lea, "El Santo Niño de La Guardia", in Id., Chapters from the Religious History of Spain Connected with the Inquisition, Philadelphia, 1890 rep. New York, 1967 (初出は, English Historical Review, 4, 1889), p. 454.
- 9) Id., A History of the Inquisition of Spain, 4 vols., New York, 1906-1907 rep. 1966, I, p. 133.

- 10) Y. Baer, Historia de los judíos en la España cristiana, traducida del hebreo por J. L. Lacave, 2 tomos, Madrid, 1981, II, pp. 621, 636; Id., A History of the Jews in Christian Spain, 2 vols., Philadelphia, 1961, II, pp. 399, 421 (1st ed. in Hebrew, 2 vols., Tel Aviv, 1944—1945; 2nd. ed. in Hebrew, Tel Aviv, 1959).
- 11) 〈ホスチア冒瀆〉と〈血の誹謗〉については差当り, "Host, Desecration of", *Encyclopaedia Judaica*, vol. 8, Jerusalem, 1971, pp. 1040-1044; "Blood libel", in *ibid.*, vol. 4, Jerusalem, 1971, pp. 1120-1131 を参照。
- 12) Doc. [13] 33.

13) Doc. [10].

14) Doc. [12].

- 15) 以下, ①は Doc. (15) 40, ②は Doc. (15) 43.
- 16) 以下, ①は Doc. (19) 51, ②は Doc. (19) 52.
- 17) 以下, ①②は Doc. (50) 83, ③は Doc. (50) 85, ④は Doc. (50) 87.
- 18) 以下, ①は Doc. (63) 103, ②は Doc. (63) 105.
- 19) 以下, ①は Fita, "La verdad", p. 115, ②は ibid., p. 119.
- 20) Doc. (64).
- 21) Loeb, art. cit., p. 224.
- 22) Baer, op. cit., II, p. 631 (English ed., II, p. 414).
- 23) *Ibid.*, p. 624 (p. 403).
- 24) Doc. (15) 40.

25) Doc. (10) 30.

26) Doc. (12).

27) Doc. [15] 40.

28) Doc. (19) 51.

29) Doc. (50) 85.

30) Doc. [50] 85.

- 31) Doc. (63) 104–105.
- 32) Fita, "La verdad", p. 118.
- 33) カスティーリャにおける異端審問の設立については、拙稿「カスティーリャにおける異端審問制の成立」『紀要』、第31巻、1979年。
- 34) Fita, "La Inquisición toledana. Relación contemporánea de los autos y autillos que celebró desde el año 1485 hasta el de 1501", *Boletín de la Real Academia de la Historia*, 11, 1887, pp. 292–309; S. de Horozco, *Relaciones históricas toledanas*. Introducción y Transcripción de Jack Weiner, Toledo, 1981, pp. 97–109.
- 35) Doc. [17] 48.
- 36) Doc. (13) 38.
- 37) R. Sabatini, *Torquemada and the Spanish Inquisition. A History*, London, 1913 Revised ed., Boston and New York, (1924), p. 304.
- 38) Doc. (50) 83.
- 39) Lea, art. cit., p. 456.
- 40) Fita, "La Inquisición", p. 290.
- 41) Lea, art. cit., pp. 457-458.
- 42) J. A. Llorente, *Historia crítica de la Inquisición en España*, 4 tomos, Madrid, 1980, I, p. 24 (1^e ed. française, 4 tomes, Paris, 1817–1818; 1^a ed. española, 8 tomos, Barcelona, 1818).
- 43) Historia de la Inquisición en España y América. Obra dirigida por J. Pérez Villanueva y B. Escandell Bonet, I, Madrid, 1984, p. 201.
- 44) Fuero real del rey Don Alfonso el Sabio, Madrid, 1836, ed. facs., Valladolid, 1979, lib. IV, tít. II, ley II. "Firmemiente defendemos que ningun judio non sea osado de sosacar cristiano ninguno, que se torne de su ley, nin de lo retaiar, e el qui lo ficiere muera por ello, e todo lo que oviere sea del rey".
- 45) N. López Martínez, Los judaizantes castellanos y la Inquisición en tiempo de Isabel la Católica, Burgos, 1954, pp. 202-203.
- 46) Doc. (33).
- 47) Doc. [7].
- 48) 戒律に則して屠殺されたが、内臓に欠陥や病変の認められる動物。アラン・ウンターマン(石川耕一郎・市川裕訳)『ユダヤ人―その信仰と生活』筑摩書房、1983年、333頁。ユダヤ教・ユダヤ人関係用語を理解するのに本書は大変便利であった。以下、一々註記しないが、用語の註釈については、本書を利用させて頂いた。
- 49) Doc. [8].

50) Doc. (9).

51) Doc. (13).

- 52) Baer は、手稿は恐らく簡略化された dōs であり、これを復元するときに誤って dios (神) とされたのであり、正しくは diablos (悪魔) であろうと言っているが (Baer, op. cit., p. 785 n. 95 [p. 504 n. 87])、手稿を実見していない以上、これは推測に留まると言える。dios のままでも、揶揄や皮肉として言ったとは取れないであろうか。
- 53) Baer は、Benito がユダヤ教徒として生まれ育ったのに割礼をしていないのはおかしいという疑問を予想して、Benito は実際には割礼をしているが、かかる強い決意を示すことで、彼のユダヤ教信仰への疑念に抗議しようとしたのだ、と解している。Baer、op. cit., p. 786 n. 97 [p. 504 n. 89]. しかし Benito は40年間(判決では30年間)名実ともにキリスト教徒であったのだから、改めてユダヤ教徒に戻る(実質的には5年前からユダヤ教へ戻っている)形式として再割礼が必要だと考えたのではなかろうか。
- 54) Fita は、聖金曜日のことと推測している。Doc. [13] 36 n. 3.
- 55) Yucé の答えから推して、ヨーム・キップール(贖罪の日。ティシュリ月10日〔9月中旬~10月中旬〕) のことと思われる。
- 56) この語句について、Fita の註解 (Doc. [13] 36 n. 4. 詩篇, 27章 7 節のこととする) と、Baer のそれ (Baer, op. cit., p. 786 n. 99 [p. 504 n. 91]) がある。Baer の説明は我々には理解不能であるが、具体的 意味はともかく、要するにハウダラー(安息日をしめくくる儀式)において唱えられる祈りの中の文句であろうと思われる。
- 57) 聖書を手書した羊皮紙入りの小箱で、週日の朝の祈りの時に前額部と左腕上膊部につける。
- 58) Doc. [14].
- 59) タアニト・エステル (プリム祭 [エステル記に書かれたユダヤ人救済を記念した祭]の前日の断食)。
- 60) Doc. [16].
- 61) 原文は、"cartas e bullas" であるが、内容から推して一応贖宥状と訳しておく。
- 62) Doc. [17] 49.
- 63) 原文は, "pascua dél [=del cuerno]"で, Fita はこれを該当するものとして, 新年祭 (ローシュ・ハッシャナ) を含むいくつかの日を挙げているが (Doc. [17] 49 n. 1), Baer は端的に新年祭と訳している (Baer, op. cit., p. 632 [p. 415])。角笛はショファル (雄羊の角で作った笛で様々な折, とくに新年祭などに吹き鳴らす)であろう。
- 64) スッカー (スッコート (仮庵祭) はヨーム・キップール 5 日後に掘立小屋を立て、その中で七日間を過す祭であるが、その小屋をいう) のこと。
- 65) パン種入りのパン。
- 66) 不詳であるが、Fita は "bendición" としておりこれに従う。Doc. [17] 49 n. 2.
- 67) ヨーム・キップールの断食のことと思われる。
- 68) Doc. (50) 86.
- 69) 金曜日の夜に用意され、安息日に食べる煮込み料理。
- 70) カシェルとはユダヤ教の飲食物に関する規定で、摂ることが許されたものをいう。
- 71) 神殿破壊を追憶して守るアヴの月9日の断食。
- 72) 礼拝の中で一日二度唱える特定の聖句。
- 73) Lea, art. cit., p. 457, 458.

74) Doc. [7].

75) Doc. (8).

76) Doc. [1] 12–13.

77) Doc. (32).

78) Doc. [29].

79) Doc. (31).

80) Doc. [33].

81) Doc. [13] 35, 35–36.

82) Doc. (17) 47.

83) Doc. [1].

84) Doc. (63) 102–103.

85) Doc. (63) 106.

86) Fita, "La verdad", pp. 116–118.